２０２４年度グローバルフロント共同研究室の利用者募集について

このたび研究・知財戦略機構では、本学専任教員が実施する研究プロジェクトの推進を目的として、次のとおり、グローバルフロント共同研究室の利用者を募集いたします。

１　募集対象となる共同研究室、利用期間等

（１）共同研究室

ア　約２５㎡　＜１年利用＞１５室　＜２年利用＞０室　＜３年利用＞０室

イ　約５０㎡　＜１年利用＞　３室　＜２年利用＞０室　＜３年利用＞０室

※２０２４年度については、駿河台キャンパス再開発計画等の状況に鑑み、２５㎡・５０㎡ともに１年利用での募集とします。なお、計画の状況により、募集室数等に変更が生じる可能性があります。

※主な仕様：＜床＞タイルカーペットＯＡフロア下地　　＜積載荷重＞５００ｋｇ／㎡
＜ＯＡ電源容量＞６ｋＶＡ（約２５㎡）、１２ｋＶＡ（約５０㎡）
＜給排水＞なし　＜ＬＡＮアウトレット＞９口（約２５㎡）、１８口（約５０㎡）

（２）利用期間

原則として、本年７月（６月は前利用者との利用交代期間）から翌年５月を利用単位１年とし、利用を許可された期間中、研究プロジェクトの推進のため利用できるものとします。ただし、審査の結果、共同研究室の広さ等については希望に沿うことができない場合がありますので、予めご承知おきください。

２　研究形態・応募資格者

利用代表者が、研究代表者として外部研究費（本学で費用処理等の管理を行っている研究費に限る）を獲得し、当該研究費による研究プロジェクトを推進することを目的として利用することが申請の要件となります。なお、募集期間終了時点において、採択が未確定の場合や委託研究契約が未締結の場合等、受入が確定していない外部研究費は対象外となりますのでご留意ください。

（１）研究形態

研究・知財戦略機構の付属研究機関、付属研究施設、研究クラスター、特定課題研究ユニット等、利用代表者が研究代表者として獲得した外部研究費による研究プロジェクトを推進するために設置した研究組織又は利用代表者個人

（２）応募資格者

利用責任者として応募できるのは、本学の専任教員（特任教員を含む）になります。

３　留意事項

（１）　本共同研究室は、研究プロジェクトを推進するためのスペースであり、ゼミ等の教室利用や院生・学生の利用スペースとして使用することはできません。

（２）　研究打合せ等のための会議室を確保する目的での利用はできません。学内の会議室等を都度予約してご利用ください。

（３）　採択後、申請に虚偽等が判明した場合には、採択を取消し、速やかに退去していただきます。

（４）　利用責任者として応募できる件数は１件に限ります。

（５）　利用期間終了後は、利用責任者の責任において原状復帰して退去していただきます。なお、原則として、原状復帰にかかる費用は研究費から支出できませんのでご注意ください。

４　募集期間

２０２４年４月１１日（木）～５月１３日（月）【厳守】

※　最終日は１６時までの受け付けとなります。募集期間を過ぎた場合には応募書類を受理いたしませんので、予めご承知おきください。

５　応募書類

応募書類は、研究知財事務室（担当：市川・片爪 osri@mics.meiji.ac.jp）までメールで請求してください。（件名は「2024 年度グローバルフロント共同研究室の応募書類の請求について」としてください。）

※応募書類は、メールで同送する作成要領にしたがって作成してください。

６　応募書類提出先

応募書類は、募集期間内に研究知財事務室（担当：市川・片爪 osri@mics.meiji.ac.jp）までメールで提出してください。（件名は「2024 年度グローバルフロント共同研究室の応募について」としてください。）応募書類の受理後、確認メールを返信いたします。なお、不慮の事故等による不着、不受信については責任を負いかねますので、予めご承知おきください。

７　審査方法・利用者の決定

研究企画推進本部会議において審査を行い、利用者を決定します。審査は、募集目的に合致していること及び次の評定要素を総合的に判断して行います。

（１）評定要素：　研究内容（必要性、重要性、目的の明確さ、独創性、関連分野・新しい研究分野への貢献度等）、研究計画（計画の妥当性、研究組織の構成、研究遂行の能力、人権保護及び法令等への遵守への対応）、研究スペースの必要性、プロジェクトの規模、外部研究資金獲得のアクティビティ

（２）審査方法：　書面審査（ただし、必要に応じて利用責任者にヒアリングを実施する場合があります。）

８　審査結果通知

審査結果は、利用責任者（研究代表者）に文書で通知します。**（２０２４年６月下旬頃予定）**

なお、共同研究室の利用開始は、通知日以降、前利用者の退去完了後、**２０２４年７月（予定）**からとなりますので、予めご承知おきください。

９　利用責任者（研究代表者）の義務等

（１）採択された利用責任者（研究代表者）は、当該共同研究室を利用して実施する外部研究費の研究プロジェクトについて、所定の研究費使用ルールや研究成果報告書等の義務を遵守して実施してください。

（２）研究成果等は、本学の研究力の向上に資するためにも、シンポジウムの開催やホームページでの情報公開等、広く社会に発信してください。

（３）利用期間中に、やむを得ず研究プロジェクトを中止する場合には、研究・知財戦略機構長宛に利用中止届を提出して承認を得てください。

（４）利用期間終了後は、当該共同研究室を原状復帰して、次の利用者のために速やかに退去してください。なお、原状復帰にかかる費用は、原則として研究費から支出できませんのでご留意ください。

以　上